

(様式第5号①) ※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

要請期間中に取組内容の変更を行った場合
(要請期間中に認証を取得した店舗)

要請期間中に取組内容の変更を行った場合
(要請期間中に認証を取得した店舗)

【第14期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？	
はい	
申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
要請内容①に応じた日数 ① 日	要請内容②に応じた日数 ② 日
いいえ 裏面の売上高減少額方式へお進みください	

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 単位方式

(平成31年又は令和2年又は令和3年の1月の飲食業売上高+2月の飲食業売上高)÷1月及び2月の日数(59日又は60日)=1日当たりの飲食業売上高

平成31年又は令和2年又は令和3年1月の飲食業売上高	円
+	
平成31年又は令和2年又は令和3年2月の飲食業売上高	円
=	
平成31年又は令和2年又は令和3年の1~2月の飲食業売上高計	円
÷	
いずれかに○をつけてください(※) 59日 60日	
=	
平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	

(1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は60日、含まれない場合は59日を選択して計算してください。

B 時短要請期間方式

(平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高

平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高	円
÷	
28日 (新型コロナ特例申請の場合: 日)	
=	
平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	

(1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
開店日が令和2年1月24日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和2年2月1日の場合、日数は60日として入力

C 新規開店特例方式

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)
(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高	円
÷	
開店日から時短協力開始日の前日までの日数	日
=	
1日当たりの飲食業売上高	円
③	

(1円未満切り上げ)

※ 過去の要請に応じた期間が含まれる場合は、その期間の売上を除くことができます。

上記で計算した③の売上高に応じていずれかの計算を行ってください。

③が7万5,000円以下の場合

$$30,000円 \times \frac{\text{要請内容②に応じた日数}}{\text{② 日}} + 25,000円 \times \frac{\text{要請内容①に応じた日数}}{\text{① 日}} = \text{当該店舗の給付額}$$

000円

③が7万5,000円超8万3,333円以下の場合

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.4=	
1日当たりの給付単価	円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容②に応じた日数	② 日
+	
25,000円	×
要請内容①に応じた日数	① 日
=	
当該店舗の給付額	000円

③が8万3,333円超250,000円未満の場合

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.4=	
1日当たりの給付単価	円
1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容②に応じた日数	② 日
=	
給付額1	000円

千円未満切り上げ

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.3=	
1日当たりの給付単価	円
1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容①に応じた日数	① 日
=	
給付額2	000円

千円未満切り上げ

給付額1	000円
+	
給付額2	000円
=	
当該店舗の給付額(1+2)	000円

③が250,000円以上の場合

$$100,000円 \times \frac{\text{要請内容②に応じた日数}}{\text{② 日}} + 75,000円 \times \frac{\text{要請内容①に応じた日数}}{\text{① 日}} = \text{当該店舗の給付額}$$

000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より先渡給付額を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式(年間売上高による申請)】 ※平成31年又は令和2年又は令和3年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？	
はい	
申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
要請内容①に応じた日数 ① 日	要請内容②に応じた日数 ② 日
いいえ 裏面の売上高減少額方式へお進みください	

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の年間の飲食業売上高	円
÷	
365日 366日	
=	
平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	

(1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

上記で計算した③の売上高に応じていずれかの計算を行ってください。

③が7万5,000円以下の場合

$$30,000円 \times \frac{\text{要請内容②に応じた日数}}{\text{② 日}} + 25,000円 \times \frac{\text{要請内容①に応じた日数}}{\text{① 日}} = \text{当該店舗の給付額}$$

000円

③が7万5,000円超8万3,333円以下の場合

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.4=	
1日当たりの給付単価	円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容②に応じた日数	② 日
+	
25,000円	×
要請内容①に応じた日数	① 日
=	
当該店舗の給付額	000円

③が8万3,333円超250,000円未満の場合

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.4=	
1日当たりの給付単価	円
1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容②に応じた日数	② 日
=	
給付額1	000円

千円未満切り上げ

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高	円
③	
×0.3=	
1日当たりの給付単価	円
1日当たりの給付単価	000円
×	
要請内容①に応じた日数	① 日
=	
給付額2	000円

千円未満切り上げ

給付額1	000円
+	
給付額2	000円
=	
当該店舗の給付額(1+2)	000円

③が250,000円以上の場合

$$100,000円 \times \frac{\text{要請内容②に応じた日数}}{\text{② 日}} + 75,000円 \times \frac{\text{要請内容①に応じた日数}}{\text{① 日}} = \text{当該店舗の給付額}$$

000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より先渡給付額を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)

【第14期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式】※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
要請内容①に応じた日数	要請内容②に応じた日数
① 日	② 日

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高と令和4年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。
 計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
 ※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高減少額方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式

平成31年又は令和2年又は令和3年の1月の飲食業売上高(円) + 平成31年又は令和2年又は令和3年の2月の飲食業売上高(円) = 平成31年又は令和2年又は令和3年の1~2月の飲食業売上高計(円) ÷ 59日(※) = ③ 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は60日、含まれない場合は59日を選択して計算してください。

令和4年1月の飲食業売上高(円) + 令和4年2月の飲食業売上高(円) = 令和4年の1~2月の飲食業売上高計(円) ÷ 59日 = ④ 令和4年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式

平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高(円) ÷ 28日(※) = ③ 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

↑ 同じ日数を記入 ↓

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高(円) ÷ 28日(※) = ④ 令和4年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
 開店日が令和2年1月24日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の平成31年又は令和2年又は令和3年の飲食業売上高の欄に記入)
 開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数(上の欄)に記入 ※特例利用 開店日:令和2年2月1日の場合、日数は60日として入力
 令和4年に関しては時短協力期間の飲食業売上高・時短協力日数(下の欄)をそれぞれ記入してください。

C 新規開店特例方式

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)
 (開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高) ÷ (開店日から時短協力開始日の前日までの日数) = 1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高(円) ÷ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数(日) = ③ 1日当たりの飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

※ 過去の要請に応じた期間が含まれる場合は、その期間の売上を除くことができます。

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高(円) ÷ 28日 = ④ 令和4年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

上記で計算した③④の数字を転記してください。

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{③ 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{令和4年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{④ 円} \\ \hline \end{array} \right) \times 0.4 = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{1日当たりの給付単価} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

千円未満切り上げ ↓ 千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価※(円) × 要請内容①に応じた日数(日) = 給付額1(円)

※上限:200,000円又は③の3割のいずれか低い額

1日当たりの給付単価※(円) × 要請内容②に応じた日数(日) = 給付額2(円)

※上限:200,000円

給付額1 + 給付額2 = 当該店舗の給付額(1+2) 円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式(年間売上高による申請)】 ※平成31年又は令和2年又は令和3年の月別の売上が不明な場合に申請可能

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
要請内容①に応じた日数	要請内容②に応じた日数
① 日	② 日

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の年間の飲食業売上高(円) ÷ 365日(※) = ③ 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

令和4年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・Bいずれかを選択可能です。

A 月単位方式

令和4年1月の飲食業売上高(円) + 令和4年2月の飲食業売上高(円) = 令和4年の1~2月の飲食業売上高計(円) ÷ 59日 = ④ 令和4年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高(円) ÷ 28日(※) = ④ 令和4年の1日当たり飲食業売上高(円) (1円未満切り上げ)

上記で計算した③④の数字を転記してください。

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{③ 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{令和4年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{④ 円} \\ \hline \end{array} \right) \times 0.4 = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{1日当たりの給付単価} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

千円未満切り上げ ↓ 千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価※(円) × 要請内容①に応じた日数(日) = 給付額1(円)

※上限:200,000円又は③の3割のいずれか低い額

1日当たりの給付単価※(円) × 要請内容②に応じた日数(日) = 給付額2(円)

※上限:200,000円

給付額1 + 給付額2 = 当該店舗の給付額(1+2) 円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。 上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)